

## 介護保険第2号被保険者について

平成12年4月1日より施行された介護保険制度により、市町村に住所を有する40歳以上の者は、その所在地の市町村が運営する介護保険の被保険者となり、保険料を納付することになりました。

被保険者は年齢により分けられ、40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者は第2号被保険者といえます。しかし、次の(1)から(3)に該当した(又は該当しなくなった)場合は、第2号被保険者の資格を喪失(または取得)することとなりますので、「介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届」を提出してください。

- (1) 日本国に住所を有しない者  
日本国籍を持ちながら長期間海外へ滞在し、住民票を日本国に有していない組合員及び被扶養者のこと。  
(例：在外教育施設派遣職員等)
- (2) 短期滞在の外国人  
日本国籍を有しないで労働のために短期間在留している組合員及び被扶養者のこと。
- (3) 介護保険適用除外施設に入居している者

なお、第2号被保険者である被扶養者については、介護給付費納付金の算定の基礎には含めませんが、保険料は原則的に組合員である第2号被保険者が負担することとされており、被扶養者に対して保険料が徴収されることはありません。(組合員介護掛金率については「掛金及び負担金等」を参照してください。)

< 参 考 > 介護保険被保険者の種類

種 類	対 象 者	掛 金
第1号被保険者	65歳以上	市町村が徴収(年金から天引きや個別徴収)
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の 医療保険加入者	医療保険者が医療保険料として徴収し、 支払基金を通じて市町村へ納付